

魚沼圏域地域医療構想調整会議運営要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟県地域医療構想調整会議設置要綱に定めるもののほか、魚沼圏域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(構成)

第2条 調整会議は、別紙に定める機関により構成する。

(分科会)

第3条 調整会議は、特定の事項に関する協議が必要と認められる場合には、分科会を置くことができる。

(庶務)

第4条 調整会議に関する庶務は、南魚沼地域振興局健康福祉環境部において処理する。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、調整会議の運営等に関し必要な事項は、協議により定める。

附則

この要領は、平成30年7月2日から施行する。

この要領は、令和元年6月25日から施行する。

この要領は、令和5年8月16日から施行する。

この要領は、令和6年8月27日から施行する。

この要領は、令和6年12月24日から施行する。

この要領は、令和7年12月3日から施行する。

別紙

No.	機関名
1	小千谷市魚沼市医師会
2	南魚沼郡市医師会
3	十日町市中魚沼郡医師会
4	魚沼市立小出病院
5	新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院
6	南魚沼市立南魚沼市民病院
7	齋藤記念病院
8	湯沢町保健医療センター(町立湯沢病院)
9	県立十日町病院
10	県立松代病院
11	町立津南病院
12	小千谷北魚沼歯科医師会
13	南魚沼歯科医師会
14	十日町市・中魚沼郡歯科医師会
15	魚沼薬剤師会
16	新潟県看護協会うおぬま支部
17	魚沼福祉会
18	南魚沼福祉会
19	十日町福祉会
20	魚沼市
21	南魚沼市
22	湯沢町
23	十日町市
24	津南町
25	全国健康保険協会新潟支部

※魚沼圏域地域医療構想調整会議の構成機関（代表出席者）は、魚沼地域医療連絡協議会の委員を兼ねる。